

答弁書第六二号

内閣参質一九三第六二号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えており、北朝鮮に対し、引き続き、日朝双方の首脳の議論の結果として日朝関係の今後の在り方を記した同宣言を遵守するよう求めていく考えである。

二について

北朝鮮による核実験は、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」を含む北朝鮮との対話を通じた問題解決に向けた取組に資するものではないと考えざるを得ないと認識している。

三について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

仮定の御質問についてお答えすることは差し控えたい。

五について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、外交政策を実施していく上で、外交に対する国民の理解と支持を得ることは極めて重要であると考えている。

六について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、日朝平壤宣言においては、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基
本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなる」との認識が確認されている。